

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園厚生施設使用基準

	平成15年10月	1日	基準第26号
改正	平成17年4月	1日	基準第54号
	平成23年4月	1日	基準第141号
	平成24年7月	1日	基準第160号
	令和2年12月	1日	基準第246号
	令和6年4月	1日	基準第282号
	令和7年4月	1日	基準第301号

(目的)

第1条 この基準は、厚生施設の使用に関して必要な事項を定め、職員及びその家族（以下「職員」という。）の福利厚生の上に資するとともに、地域住民に施設を開放し、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

(厚生施設の定義)

第2条 この基準において、厚生施設とは、富士会館、体育館、グラウンド、テニスコートをいう。

(管理責任者)

第3条 管理責任者は、総務部長とする。

ただし、総務部長に事故があるときは、その業務の一部を総務部総務課長に委任することができる。

(管理責任者の権限及び業務)

第4条 管理責任者は、厚生施設を管理統轄し、その運営を円滑ならしめるよう業務を行わなければならない。

(厚生施設の利用時間)

第5条 厚生施設の利用時間は次のとおりとする。

- 1 富士会館の日中使用は、午前9時から午後9時の間、宿泊使用は、午前10時から翌日の午前9時までとする。
- 2 体育館の使用は、午前7時から午後9時30分までとする。
- 3 グラウンド・テニスコートの使用は、午前7時から午後7時までとする。

(使用許可申請)

第6条 厚生施設を使用しようとする者は、別紙様式1「使用許可申請書」を提出し、管理責

任者の承認を得るものとする。

- 2 職員がサークル活動等通常使用する場合には、前項に規定する「使用許可申請書」に代えて備えつけの使用簿に記入して使用することができる。

(使用許可承認)

第7条 管理責任者は、職員から使用許可申請書を受理した場合には、福利厚生の上昇に資するものなのか、或いは、地域住民からの申請に対しては、使用目的等に問題がないか等を、総合的に判断し決定するものとする。

- 2 承認に当たっては、別紙様式2「使用許可書」を申請者に交付するものとする。
- 3 職員が、サークル活動等通常使用する場合には、前条第2項の使用簿の記入をもって承認と読み代える。

(使用料)

第8条 富士会館については、使用料として、別表1に定める額を徴収するものとする。

なお、管理責任者が特にその使用を認めた場合は、使用料を無料とすることができる。

- 2 体育館、テニスコート及びグラウンドについては、使用料として、別表2及び別表3に定める額を徴収するものとする。

なお、職員及び福祉関係団体等が使用する場合や管理責任者が特にその使用を認めた場合は、使用料を無料とする。

(細則)

第9条 この基準に定めるもののほか、厚生施設の使用に関する注意事項をそれぞれ別に定める。

附 則

この基準は、平成15年10月1日より施行する。

附 則

この基準は、平成17年4月1日より施行する。

附 則

この基準は、平成23年4月1日より施行する。

附 則

この基準は、平成24年7月1日より施行する。

附 則

この基準は、令和2年12月1日より施行する。

附 則

この基準は、令和6年4月1日より施行する。

附 則

この基準は、令和7年4月1日より施行する。

(別紙様式1)

年 月 日

使用許可申請書 (外部用)

独立行政法人国立重度知的障害者
総合施設のぞみの園 管理責任者 殿

申請者氏名
住 所
電 話 番 号

施設の使用について、申請いたします。

使用施設	富士会館、体育館、グラウンド、テニスコート
使用日時	年 月 日 () 使用時間 時 分から 年 月 日 () 終了時間 時 分まで
使用目的 (具体的に 記入して 下さい。)	
使用人数	大人 名、子供 名 計 名
使用につ いてのご 意見等	

(別紙様式2)

年 月 日

使用許可書

_____ 殿

独立行政法人
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
管理責任者

年 月 日付をもって申請のありました_____の使用については、下記の条件を付して許可いたします。

記

1. 日 時 年 月 日 () 使用時間 時 分から
年 月 日 () 使用時間 時 分まで

2. 使用施設

3. 使用者数 申請者他 名

4. 注意事項 別紙の注意事項を厳守すること

厚生施設等使用にあたっての注意事項

使用にあたっては、施設の管理・運営等がありますので、下記注意事項を守っていただき、気持ちよくご利用いただきたいと思いますので、ご協力方よろしく申し上げます。

- (1) 許可を受けた施設以外の場所には、立ち入らないで下さい。
- (2) 建物・備品等を傷つけたり、破損した場合には、原状に復していただくこととなりますので、使用にあたっては細心の注意を払って下さい。
- (3) 使用時間を厳守し、使用後は、使用者において整頓を行って下さい。
- (4) 建物内への飲食物等の持ち込みは基本的には認めていませんが、弁当やスポーツ飲料等の飲み物を持ち込む場合には、各自が責任を持ってゴミ類の後かたづけを行って下さい。また、タバコ（喫煙）は、所定の場所以外ではご遠慮下さい。
- (5) 自家用車等の駐車は、警備員の指示に従って行って下さい。グラウンド、プール及び体育館の周辺への車の進入・駐車は、禁止しています。
- (6) のぞみの園内での車等の事故や損傷及び施設使用中に発生した事故等については、当のぞみの園ではその責任を一切負いませんので、十分に注意して下さい。
- (7) 施設利用中は、利用者の行動に注意し、事故の防止に努めて下さい。
- (8) 別途、各施設ごとの使用にあたっての注意事項のとおりを使用して下さい。
- (9) のぞみの園の入所利用者等の園内活動のため、使用できないこともありますのでご了承下さい。
- (10) 使用中に問題が生じた場合には、下記に連絡して下さい。

(連絡先) 平日 (8:30～17:00) の場合
総務課総務係 027-325-1501 (代表)

上記以外の場合
警備室 027-320-1313 (直通)
警備員携帯 090-8961-7541

富士会館使用にあたっての注意事項

本会館は、地域の方々に福祉を理解していただくとともに、児童の健全育成に少しでもお役に立てればとの趣旨で、地域の方々に開放しております。

使用にあたっては、施設の管理・運営等がありますので、下記の注意事項を守っていただき、気持ちよくご利用いただきたいと思いますので、ご協力方よろしく申し上げます。

1. 富士会館は、職員の生活の場である職員宿舎に隣接しておりますので、大きな声で騒いだりするようなことは慎んで下さい。
2. 許可を受けた施設以外の場所には、立ち入らないで下さい。
3. 建物、備品等を傷つけたり、破損した場合には、原状に復していただくこととなりますので、使用にあたっては、細心の注意を払って下さい。
4. 会館内へのアルコール類の持ち込みは原則認めておりませんので、厳守して下さい。なお、アルコール類を館内に持ち込む場合には、事前に届け出て下さい。
5. 自家用車等の駐車場所については、法人の指示に従って駐車して下さい。
6. 火気を使用する場合には、事前に「火気使用承認願」を提出して下さい。（屋外における花火等の火気使用の場合）
7. 会館の周辺道路は、利用者が散歩等で利用していますので、利用者の行動等に注意し、事故の防止に努めて下さい。
8. 宿泊利用者は、職員宿舎が隣接しておりますので、遅くとも21時半までには消灯して下さい。
9. のぞみの園敷地内での自動車事故や損傷、施設使用中に発生した事故等については、法人はその責任を一切負いませんので細心の注意を払って下さい。
10. 使用にあたっては、使用時間を厳守し、使用後は、使用者において後片づけをし、ゴミは持ち帰って下さい。

鍵は、責任者が総務課厚生福利係（9時から17時の間）又は警備室（17時以降）へ戻して下さい。

11. 使用中に問題等が生じた場合には、下記に連絡して下さい。

・平日8:30～17:00の場合：総務課総務係 027-325-1501（代表）

・上記以外の時間は、警備室 027-320-1313（直通）

警備員携帯 090-8961-7541

別表 1

富士会館使用料金表

使用時間	一時使用料 (1人当たり)	宿泊料 (1人当たり)
午前 (9:00~13:00)	100円	500円
午後 (13:00~17:00)	100円	
夜間 (17:00~21:00)	100円	

※ 一時使用料については、使用時間を通じて利用する場合は、料金をそれぞれ加算するものとする。

別表 2

体育館使用料金表

使用時間	使用料
午前 (7:00~12:00)	500円
午後 (12:00~17:00)	500円
夜間 (17:00~21:30)	500円

別表 3

テニスコート、グラウンド使用料金表

使用時間	使用料
午前 (7:00~13:00)	500円
午後 (13:00~19:00)	500円

※ 使用時間の長短、人数の多少にかかわらず、午前、午後各1面500円とする。